

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面2

令和5年9月7日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士

末 国 陽 夫



同

松 村 和 明



同

河 本 豊 彦



同

川 本 賢 一



同

新名内 沙 織



第1 妨害排除請求について

原告が今後海上ボーリング調査等を実施しようとするときに被告が妨害するおそれが極めて高いことは訴状で述べたとおりであるが、現時点で被告は妨害行為をしていないことから、原告は妨害排除請求を維持しない。

第2 原告による海上ボーリング調査と被告会員等による妨害について

1 海上ボーリング調査の実施計画

海上ボーリング調査は、まず調査に先立つ準備作業として、海上ボーリング地点の位置を特定するため作業船によりGPS測量機器を用いて位置出しを行う測量（以下「位置出し測量」という。）及びボーリング地点を中心とした半径10～15mの範囲の海底における機雷等の異常物の有無をポータブル磁気探査機を用いて潜水作業で確認する作業（以下「磁気探査」という。）を行った後、基地港で組み立てたスパッド台船（スパッド脚を使用し昇降装置により、潮位や波浪の影響のない高さまで上昇させ、固定足場として使用する台船）にボーリング機械を積載し、所定のボーリング地点まで曳航及び設置して、同台船上からボーリング機械により地盤を構成する岩石等を棒状のコアとして連続的に採取し、これを観察するとともに種々の試験を行う計画としている。

なお、ボーリング調査は、海象による作業不能日を含めて約2箇月を見込んでおり、調査前後のスパッド台船の設置・撤去を考慮して、全体で約3箇月を見込んでいるものである。

（甲第16号証、甲第17-1号証、甲第17-2号証、甲第17-3号証）

2 被告会員等による妨害

(1) 調査（準備作業）に対する海上での妨害行為

原告は、これまで述べたとおり、令和元年（2019年）11～12月（計13日間）、令和2年（2020年）11～12月（計8日間）及び令和3年（2021年）6～7月、10月（計12日間）に海上ボーリング調査の実施を試みた。

特に最初の年（2019年）の11月8日と同月9日については、原告の請負会社が上記1で述べた準備作業を実施しようとしたところ、被告の代表者である清水敏保（福漁丸船長、9日は五月丸に乗船。）らが複数の船舶で海上ボーリング調査地点付近（以下「調査地点付近」という。）に集合し、その一部が、作業を行おうとする作業船に接近し、作業船の側で作業を見合わせるまで接近を続けた（甲第18-1号証、甲第18-2号証、甲第19号証、甲第22号証）。

このため、接触・衝突のおそれが生じ、万一、接触・衝突した場合、その衝撃で乗船者が船上で転倒、海へ転落するなどして、負傷の危険があったほか、船舶が破損し転覆のおそれがあったことから、この危険を回避するため、最初の作業である位置出し測量を実施することができなかった。なお、被告代表者は「（海上ボーリング調査を）やめるように強く抗議したいと思います。」と発言し（甲第19号証）、被告としての意向を明確に表明している。

また、次に実施する磁気探査についても、実施中に工事関係者以外の船舶が接近した場合、船舶のスクリューに潜水土が巻き込まれるおそれや、潜水土船から潜水土に空気を送るための空気供給ホースが切断・損傷する危険性があり、加えて海面に船舶が居座ることで潜水土が浮上できなくなるおそれや、危険回避のため

に潜水士が急浮上せざるを得なくなると減圧症のおそれがあり、作業を安全に行うことができるような状況ではなかった。

これを踏まえ、令和元年（2019年）11月13日以降、原告は、原告自身が安全に作業が実施できる状況を整えたうえで作業を行うこととし、準備作業を行う作業船に加え、調査地点付近の状況を把握し、海上作業を総括的に管理する総括警戒船、調査地点付近の船舶への交渉にあたる交渉船、作業の安全確保に必要な目安として埋立てに関する工事の施行区域の境界に配置し、同区域内への工事関係者以外の船舶の出入りに対し退去をお願いする自主監視船の3隻を追加した警備体制を整えて調査地点付近に赴くこととした。

被告代表者を含む、その会員及び第三者（以下「被告会員等」という。）は、原告が調査を実施する日に限り、原告が調査地点付近に赴く前に、まず被告会員等の船舶（概ね10隻程度）のうちの一隻が海上ボーリング調査地点に停泊し、その後に当該船舶を目掛けて他の船舶が集まり、毎回、多数の船舶がアンカーを降ろす、又は既に停泊した船舶に舫うなどして調査地点付近に停泊し、残りの船舶は調査地点付近を航行するなどの行為を繰り返して調査を妨害した（甲第20-1号証動画1、2、甲第20-2号証動画1、2、甲第20-3号証）。

これに対し、原告は、毎回、まずは海上作業の責任者が乗船する総括警戒船から被告代表者の船舶に対し、作業内容の説明等を行うとともに作業への協力を呼びかけ、安全な場所に移動するよう交渉（甲第20-1号証動画3、甲第20-2号証動画3、甲第20-3号証）し、その後、交渉船が他の船舶へ同様の対応を行う形で交渉した（甲第20-1号証動画4、甲第20-2号証

動画4、甲第20-3号証)が、被告会員等は、「お宅ら(原告)が来るからここに来た」、「調査させないために来た」等の妨害の意図を示唆する言動を繰り返した(甲第21-1号証2(1))ほか、令和5年(2023年)5月25日付け原告準備書面1で述べたとおり、「上の者と話をしなさい」、「代表者が離れろと言うならワシも逃げる」等の組織的な統制のもとでの行動である主旨の反応を示す(甲第21-1号証2(2))などして、被告会員等が妨害を止めることはなかった。

上記対応の結果を踏まえ、原告は調査実施日の最後に、毎回、安全に作業を実施できる状況にないと判断し、総括警戒船から被告代表者へその日の作業を見合わせる旨を伝え、他の船舶への連絡をどうするかを確認するも、被告代表者は他の船舶への個別の連絡は不要と答え、自らが他の船舶に対して作業見合わせの合図(両手でバツを示すジェスチャー)を行った(甲第20-1号証動画5、甲第20-2号証動画5、甲第20-3号証)。さらには、原告が作業を中止し引き上げる準備を進め始めると、被告会員等の船舶もアンカーを上げる、舳いを解くなどの準備を進め(甲第20-2号証動画6、甲第20-3号証)、また、陸上に集まった反原子力を掲げる支援者に近づき挨拶を行う(甲第20-1号証動画6、甲第20-2号証動画8、甲第20-3号証)などした。その次に、原告が帰港を開始すると、被告会員等の船舶の大半はほぼ時を同じくして祝島方面への移動を開始する(甲第20-1号証動画7、甲第20-2号証動画7、甲第20-3号証)とともに、少なくとも被告会員等の船舶のうちの一隻は調査地点付近に最後まで残り、原告が再び調査地点付近に戻って来ないことを見届けたうえで、引き上げた(甲第20-1号証動画8、甲第2

0-2号証動画9、甲第20-3号証)。

上記の状況は、令和元年(2019年)11月8日及び9日を除く、原告が警備体制を整えて調査地点付近に赴いた3年間延べ31日間続いた(甲第21-1号証、甲第21-2号証、甲第21-3号証、甲第21-4号証、甲第22号証)。

なお、原告は、埋立てに関する工事の施行区域内の公有水面の状況を長年にわたって確認してきているが、前述のとおり、被告会員等は、原告が調査を実施する日に限り、調査地点付近に停泊を続けたものの、それ以外の日と同様の行為が行われたことはないほか、調査地点付近で被告会員等が繰り返し漁業操業しているような実態は確認できなかった。

(2) 被告が計画性をもって共同して妨害行為を行った事実

被告は、令和元年(2019年)11月8日にプレスリリース(甲23号証)を行い、その中で「今回の海域ボーリング調査に対して島民の会は抗議の意思を表明し、抗議活動を行います。」と明記したうえで発信した。

また、同月11日、被告は全体集会を開催し、原告の海上ボーリング調査に対し、具体的にどのような行動及び主張を行えば調査を阻止できるかについて、話し合いを行っており(甲第24-1号証、甲第24-2号証)、その中で被告代表者から「公有水面や漁業権について、皆さんと一緒に勉強しながら阻止行動を行いたい」(第24-1号証動画1、甲第24-2号証)、「明後日、13日は漁師さんに田ノ浦の周りまで魚を釣りに来てもらえると有難い」(甲第24-1号証動画2、甲第24-2号証)と呼びかけた。

さらには、被告が運営するブログにおける同月14日付けの投

稿で、「今回の海上ボーリング調査並びに上関原発計画そのものを止めるためには、全国の皆様のご支援ご協力も不可欠です。」と掲載し、被告として原告のボーリング調査を阻止する意向を明確に打ち出している（甲25号証）。

なお、これらを受け、実際に被告が3年間にわたり共同して海上ボーリング調査の妨害行為を行ったことは上記（1）で述べたとおりである。

（3）まとめ

被告会員等の中には、自身の行為について、「釣りをしている」、「監視行動を行っている」などと発言する者もいたが、上記（1）及び（2）で述べた事実から、被告として妨害の意図をもちながら、被告の組織的な統制のもと、調査地点付近に集まり、被告の活動として原告の調査を妨げたことは明らかである。

以 上